

電気用品安全法 実務のポイント

近畿経済産業局
製品安全室

令和6年12月作成

注意事項

本資料は、電気用品安全法第3条で規定される届出事業者が行うべき業務を中心に、法律で規定された業務を分かり易く解説することを目的としたものです。

このため、法律等での規定事項を分かり易さの観点から言い換えており、正確ではない場合があるため、厳密な解釈が必要な場合は、必ず根拠となる法律等を確認してください。

また、法令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる法令的・技術的根拠を本資料が拘束するものではありません。

電気用品安全法 法令業務実施手引書

- 本資料では「電気用品安全法 法令業務実施手引書」を参照しています。
あわせて確認してください。

凡例：



電気用品安全法 法令業務実施手引書

(Ver 5.0.2)

～ 製造・輸入事業者向け ～



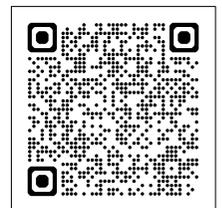
特定電気用品の表示



特定電気用品以外の
電気用品の表示

2023 年 10 月 1 日

経 済 産 業 省
製 品 安 全 課



◇電気用品安全法 法令業務実施手引書○

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver502.pdf

法の体系

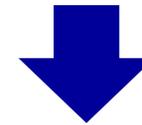
法律

(電気用品安全法)

目的、他の
基本事項

<目的>

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。



政令

(施行令)

対象となる電気用品

- ・ 特定電気用品：116品目
- ・ // 以外：341品目

- ・ PSEマークは、法の義務を履行した届出事業者が表示可能 ★
- ・ PSEマークの無い電気用品は販売禁止

PSE : Product Safety Electrical Appliances & Materials

施行規則

- ・ 電気用品の区分
- ・ 型式の区分
- ・ 検査の方式、検査設備

省令

(技術基準)

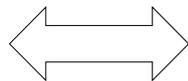
- ・ 性能規定
(電気用品が有すべき性能)

★「国の承認」「PSE認証取得」というものではありません

- ・ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
(具体的な技術ルール)

別表第一～第十一

国内で過去より蓄積



どちらか一方を適用

別表第十二

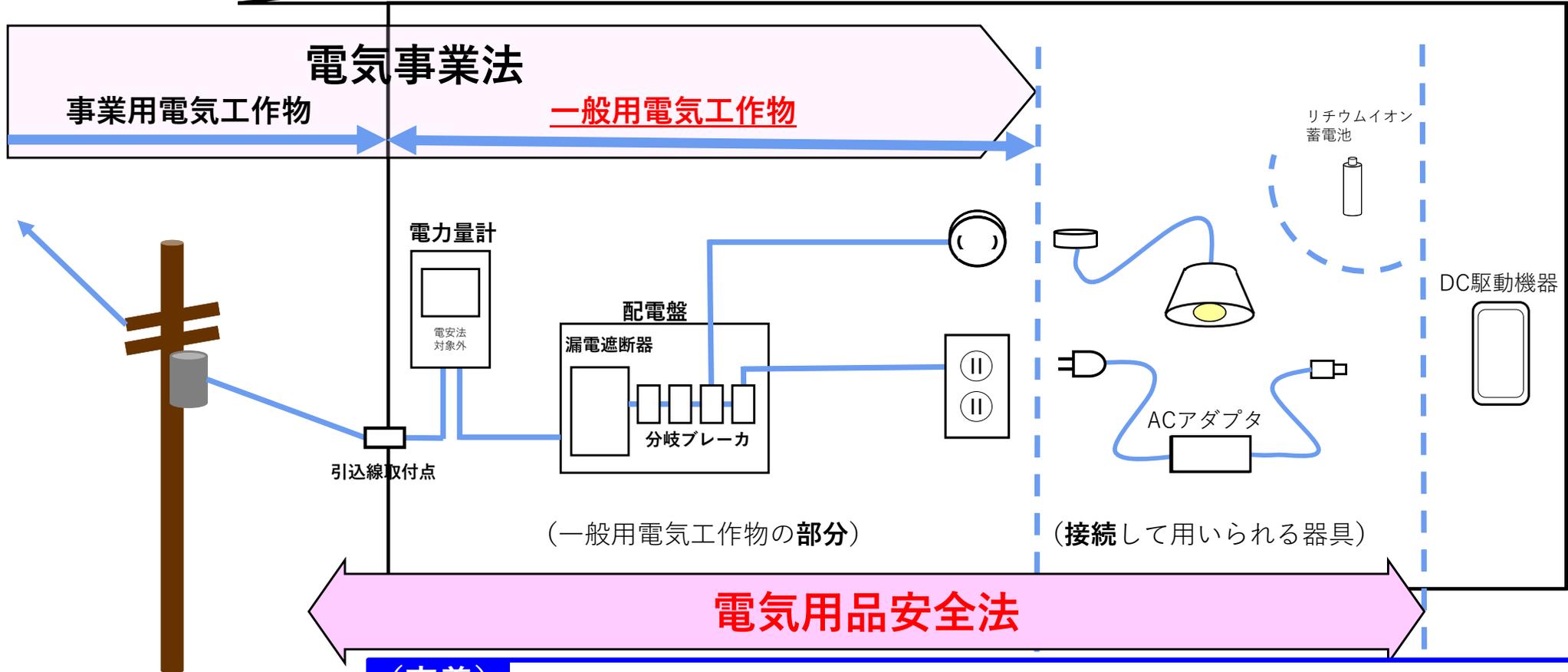
国際規格に準拠したJISを引用

通達

(技術基準)
具体内容

法の対象

(注) 図はあくまで法対象のイメージを示すもので、正確には関連法令を確認ください。



(定義)

第二条 この法律において「**電気用品**」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 **一般用電気工作物の部分**となり、又はこれに**接続して用いられる**機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 **携帯発電機**であつて、政令で定めるもの
- 三 **蓄電池**であつて、政令で定めるもの

非対象

電気機器、電子機器など

パソコン本体
プリンター
直流機器
など

対象

電気用品：電気用品安全法の規制を受ける製品

特定電気用品



(施行令別表第一)

直流電源装置 (ACアダプター)
延長コードセット
ヒューズ

等、116品目

特定電気用品以外の電気用品



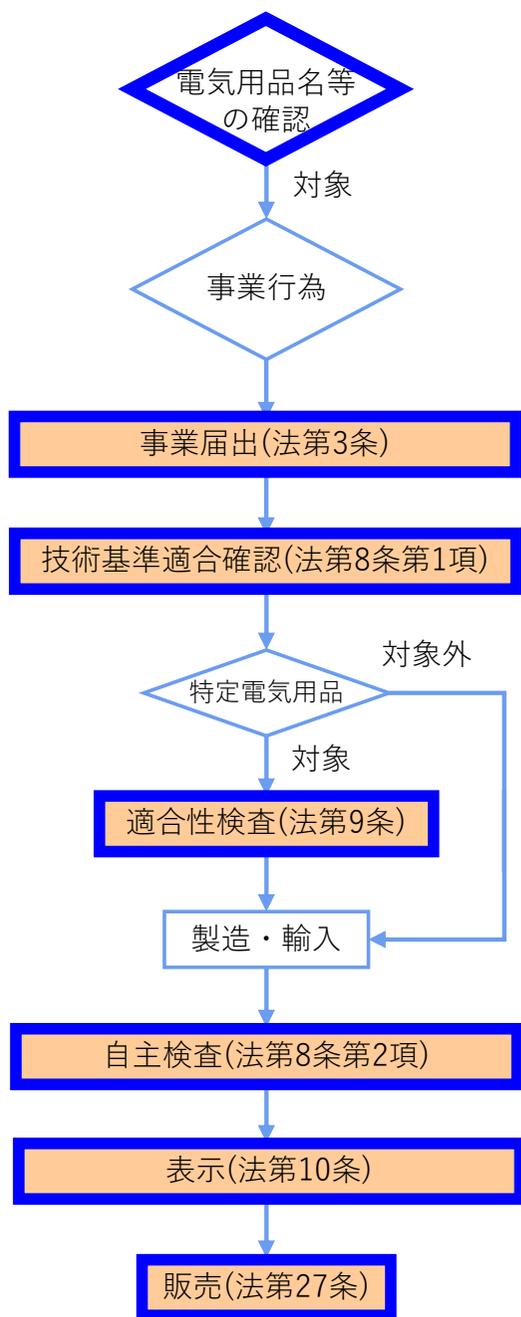
(施行令別表第二)

テレビジョン受信機
電気冷房機 (エアコン)
エル・イー・ディー・ランプ
リチウムイオン蓄電池

等、341品目

構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は
障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定
めるもの (電気用品安全法: 第二条第2項)

必要な手続き（業務フロー）



(1) 電気用品名等の確認

(2) 事業届出

(3) 技術基準適合確認

(特定電気用品の場合)
(4) 適合性検査

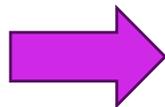
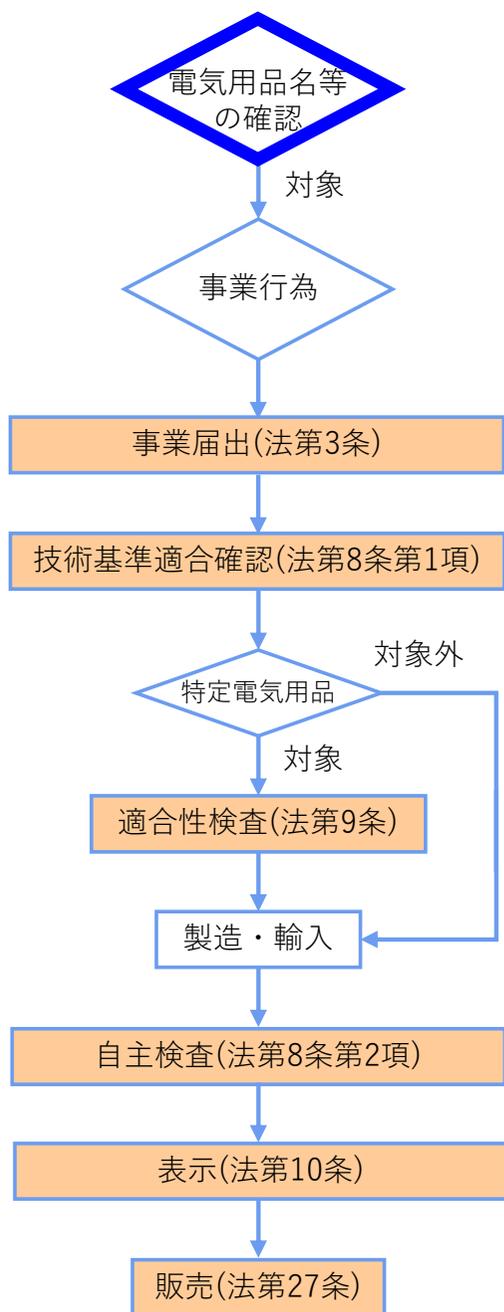
(5) 自主検査

(6) 表示  

(7) 販売

(1) 電気用品名等の確認

「手引書」
(P18~P22)



電気用品の区分	電気用品名	型式の区分
大まかな分類 (20区分)	法対象の品目 (457品目)	安全確保上の要素 の組合せ (構造・材質・性能等)

① 電気用品名 を用途・機能、構造・定格を元に決定

参考資料	電気用品全リスト (手引書 P82~P85)	電気用品安全法 施行令	電気用品の範囲等の 解釈について	電気用品の対象/非対象 の具体例
	一覧	条件	解釈	具体例

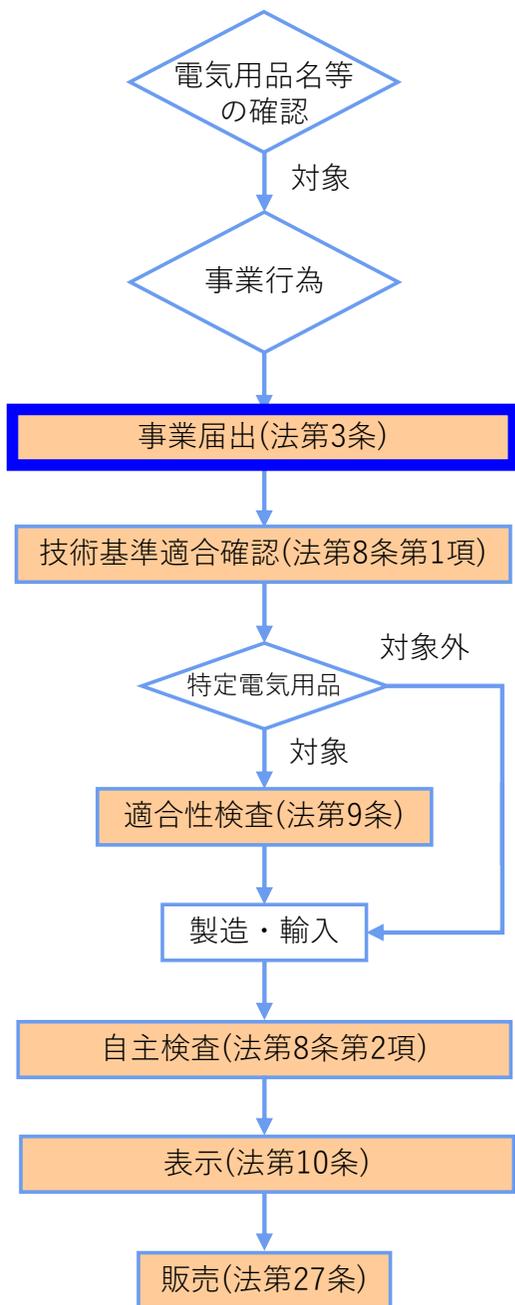
★電気用品名は「自主検査記録」「適合証明書」の記載事項

② 当該電気用品が属する 電気用品の区分 を確認

③ 型式の区分 の要素毎の区分を確認



(2) 事業届出 (事業の開始)



(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、**電気用品の区分**に従い、**事業開始の日から三十日以内**に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 名称、本社住所、代表者氏名
- 二 電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
(電気用品の輸入の場合は、製造事業者の氏名又は名称及び住所)

(届出先)

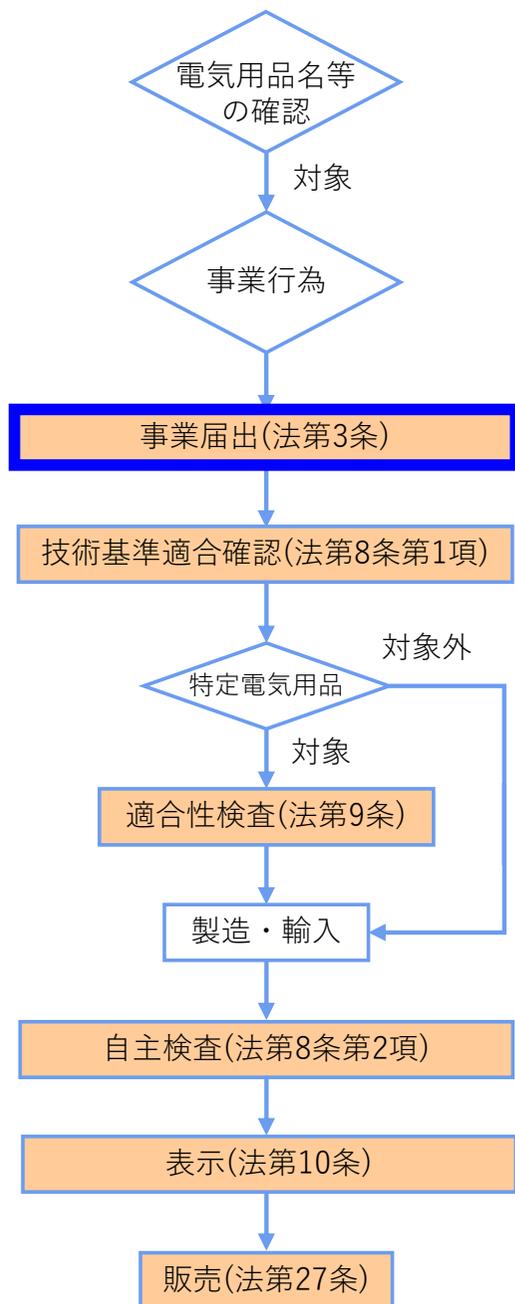
電気用品の製造の事業にかかわる工場又は事業場や、輸入の事業にかかわる事務所、事業場、店舗又は倉庫等の**所在地を管轄する経済産業局**(※)

(※) 複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合は経済産業省

手続きは「保安ネット (手引書P30)」利用を推奨

- 事業開始の日から30日以内の提出か
(30日を超えている場合は管轄する経済産業局にご相談ください)
- 事業開始の日より後に届け出ているか
- 届出先 (経済産業大臣又は〇〇経済産業局長) に誤りはないか
- 本社住所は、登記上の住所 (個人の場合は住民票の住所) を記載しているか
- 過去に、同一の「電気用品の区分」で事業開始届出を提出して
いないか
(同一の「電気用品の区分」で新たに電気用品を追加する場合は
「変更の届出」を行ってください)

(2) 事業届出 (変更の届出)



(変更の届出)

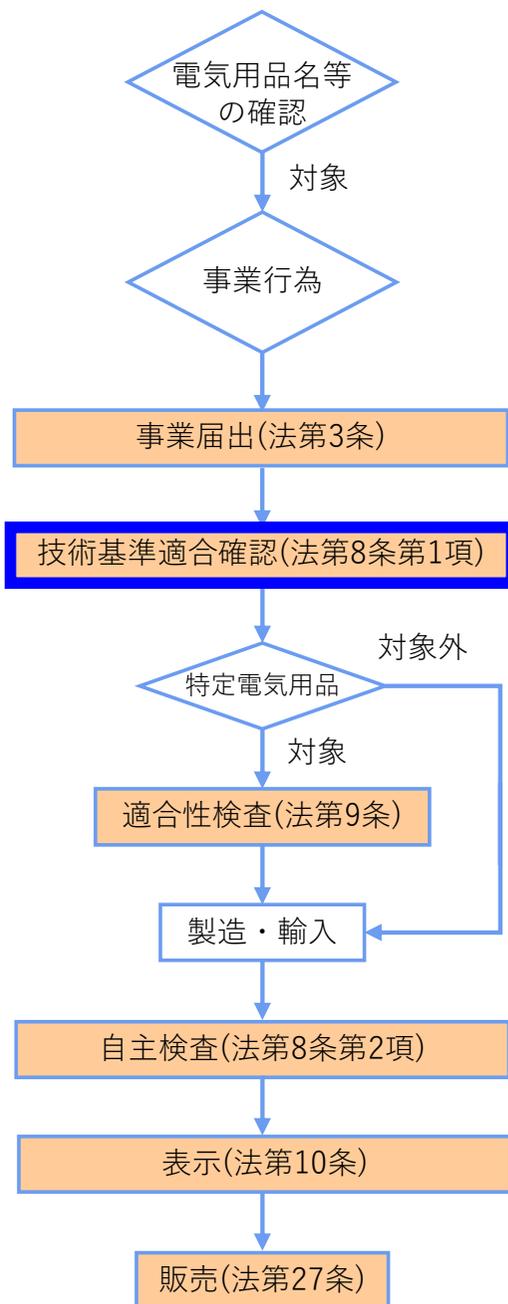
第五条 届出事業者は、**届出事項に変更**があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

変更届出が必要な場合 (例示)

- ☑ 「商号」の変更
- ☑ 「本社住所」の変更
- ☑ 「型式の区分」の追加、削除
- ☑ 工場/事業場、外国製造事業者/工場の追加、削除
- ☑ 工場/事業場、外国製造事業者/工場の名称、所在地変更

- 「電気用品の区分」は、過去に事業開始を届け出たものと同一か
(過去届け出た「電気用品の区分」と異なる電気用品の追加は「事業開始の届出」を行ってください)
- 本社住所は、登記上の住所（個人の場合は住民票の住所）を記載しているか
- 過去に、同一の「型式の区分」を届け出していないか
(取扱う製品が変わっても「型式の区分」が同じ場合は届出不要です)
- 過去に、同一の製造事業者・工場を届け出していないか
(既に届け出ている場合は届出不要です)

(3) 技術基準適合の確認



(基準適合義務等)

第八条 **届出事業者**は、**電気用品**を製造し、又は輸入する場合においては、**技術基準に適合**するようしなければならない。



「技術基準」とは

「**電気用品**による危険及び障害の発生を防止すること」を満足するための**設計・試験**について、これを満足する**基準**として解釈が示されているもの

(例)

- (1)材料 (樹脂の強度・耐熱性・絶縁性、金属の防錆、他)
- (2)構造 (転倒しない、感電しない、ショートしない、他)
- (3)部品 (電線の電流容量・耐熱、安全な部品の使用、他)
- ：
- (12)表示 (定格電圧、消費電力 ...)

□技術基準に適合することの確認方法を決めていること

ex 外国製造事業者¹に技術基準適合確認を依頼し、技術基準適合を証する書面、試験成績書（テストレポート）を入手して試験手順や試験結果を確認する

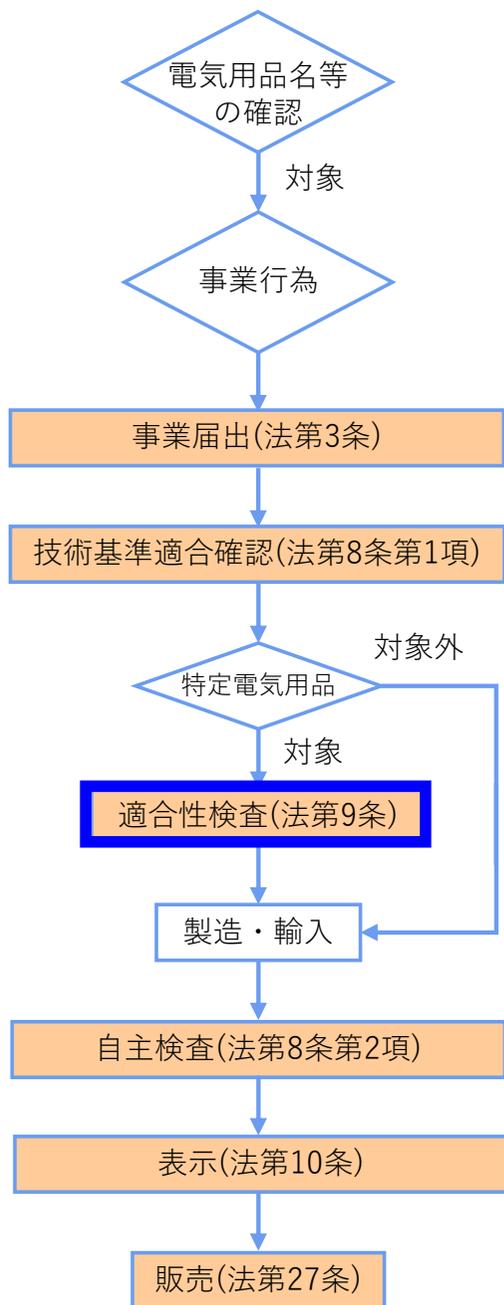
ex 検査機関に技術基準適合確認を依頼し、試験手順や試験結果を確認する

ex 自社で技術基準適合確認の試験を実施して確認する

□電気用品に適用された技術基準を確認すること

「別表第〇」 「別表第12 J 60XXX-1、 J 60XXX- 2 -□」

(4) 適合性検査 (特定電気用品の場合)

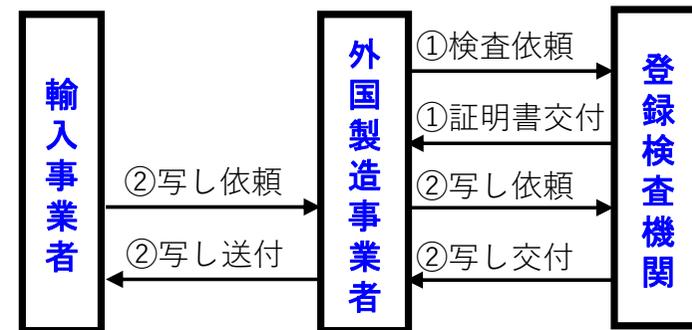


(特定電気用品の適合性検査)

第9条 **届出事業者**は、電気用品が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、経済産業大臣の登録を受けた者（登録検査機関）の検査（**適合性検査**）を受け、**証明書**の交付を受け、これを**保存**しなければならない。

輸入事業者の場合

- ① **外国製造事業者**が**適合同等証明書**を入手
- ② **輸入事業者**が外国製造事業者へ依頼して、登録検査機関が発行した**適合同等証明書の写し(副本)**を入手



製造事業者の場合

登録検査機関の検査を受け、**適合証明書**を入手

(ポイント)

適合同等証明書の写し(副本)の確認例

- 登録検査機関が交付した「**原本**」(紙)であること
- **総ページ数を確認**し、不足がないこと
- **有効期間内**であること 等

適合同等証明書 写し(副本)

適合同等証明書

(副本)
(和英)

この適合同等証明書の写しは、年 月 日付で交付された正本(証明書番号: XYZ123EFG456789)と相違ないことを証明します(和英)

1. 証明書番号: (和英)
 (副本番号): XYZ123EFG456789-1
2. 交付年月日: 令和 6年10月25日
3. 申込者名: (和英)
 住所: (和英) 大阪府〇〇市△△町□丁目◇番地
 氏名又は名称: ABC株式会社
4. 総ページ数: (和英)

(交付済みの適合同等証明書の写を添付)

登録検査機関名 (和英)

代表者名 (和英)

住所 (和英)

(記載項目例)

証明書番号
 交付年月日
有効年月日
 申込者名
 特定電気用品名
 製造工場名
 適用試験規格

登録検査機関名

適合同等証明書

適合同等証明書
(和英)

電気用品安全法第9条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準(法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る)に適合していることを証明します(和英)

1. 証明書番号: XYZ123EFG456789
2. 交付年月日: 令和 6年10月8日
3. 有効年月日: 令和11年10月7日
4. 申込者名: (和英)
 住所: (和英) 大阪府〇〇市△△町□丁目◇番地
 氏名又は名称: ABC株式会社
5. 特定電気用品名 直流電源装置
6. 型式の区分: 別紙のとおり(和英)
7. 製造工場名: 大阪府〇〇市△△町□丁目◇番地
 住所: (和英)
 氏名又は名称: ABC株式会社
8. 適用試験規格: 電気用品の技術上の基準を定める省令第1項 別表第八
9. 適合性検査の方法:
 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法(和英)
 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法(和英)
10. 注意事項
 1) この適合同等証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第9条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。(和英)
 2) この適合同等証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。(和英)

登録検査機関名 (和英)
 代表者名 (和英)
 住所 (和英)

型式の区分

電気用品名: 直流電源装置 証明書番号: XYZ123EFG456789

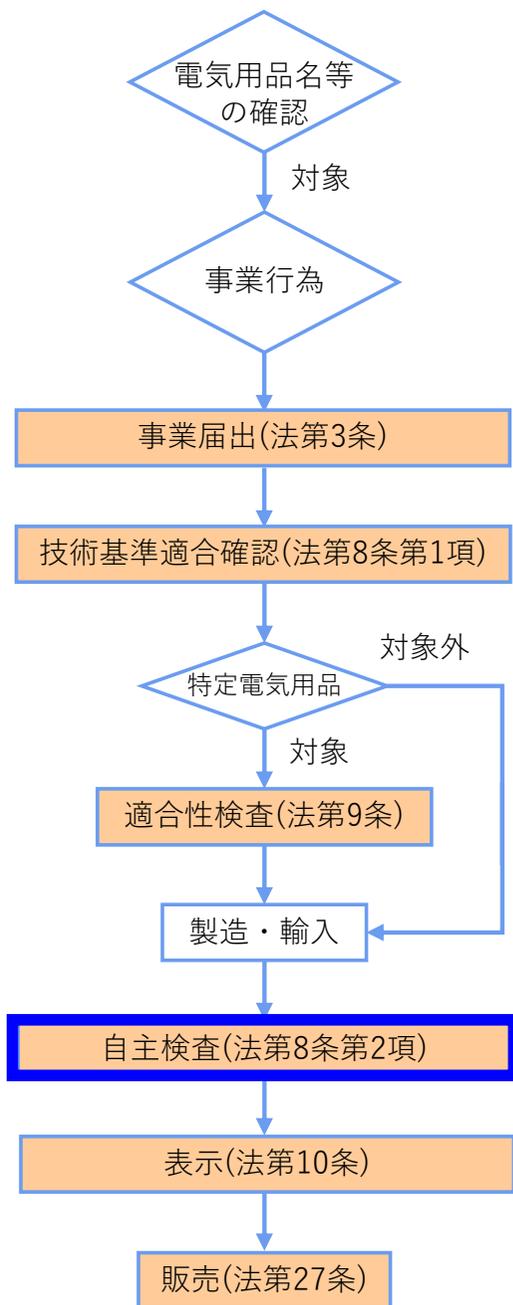
型式の区分	
要素	区分
定格入力電圧	(1) 12V以下のもの (2) 125Vを越えるもの
入力側の定格容量	(3) 20VAを越え30VA以下のもの
定格電圧値 (実圧降を伴するものの場合に限る。)	(1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの
交流用端子	(2) ないもの
直流定格電圧	(1) 15V以下のもの
実圧降	(1) あるもの
実圧降の巻線の巻線の種類	(3) 1種のもの
直流電圧の調整装置	(2) ないもの
回路の種類	(1) あるもの
回路の種類	(2) ないもの
筐体スイッチ (主回路を開閉するものの場合に限り、自動スイッチ及び自動 保護装置(過電圧保護)を含む。)	(1) あるもの
筐体スイッチの操作方式	(1) タンブラー式のもの
筐体スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
外装の材料	(2) 合成樹脂のもの
用途	(4) その他のもの
電源電線と筐体との接続方式	(2) 挿挿器利用のもの
三重絶縁	(1) 施してあるもの

テスト レポート

詳細な
テストデータ

申込者名
 製品名(品番)
 特定電気用品名
 適用試験規格
 試験判定: 適合
 登録検査機関名

(注) 上記は、適合同等証明書の写し(副本)、型式の区分、テストレポートの構成イメージです。



(基準適合義務等)

第八条第2項 **届出事業者**は、電気用品について**検査**を行い、その検査**記録**を作成し、これを**保存**しなければならない。

「自主検査」について

(1) 完成品検査 (**全数**実施)

- ・ 検査項目 (電気用品毎に異なる)

外観、絶縁耐力(※)、通電について**一品ごと (全数)**に検査
(※) 絶縁耐力の検査条件は適用している技術基準により異なる。

- ・ 検査記録に記載すべき事項 (**6項目**)

- ① 電気用品名、型式区分、構造、材質、性能の概要
- ② 検査年月日、場所
- ③ 検査実施者氏名
- ④ 検査数量
- ⑤ 検査方法
- ⑥ 検査結果

(2) 製造工程での検査 (特定電気用品の場合)

常時、当該特定電気用品の構造、材質及び性能について行う検査

(3) 試料についての検査 (特定電気用品の場合)

材料、部品、半完成品又は完成品から任意に抽出した試料に行う検査

(ポイント)

自主検査記録の作成・保存と確認例

「自主検査記録」の作成・保存について

- 自主検査は、届出事業者が実施。又は 届出事業者の責任のもとで第三者に委託可能
- 自主検査記録は、**届出事業者が3年間保存**すること

「自主検査記録」の確認例

確認	作成
yy/nn/dd	yy/nn/dd
サイン	サイン

全数検査記録 (例)
(電気用品安全法第8条第2項関係)

- 法定事項を全て記載**
- ① 電気用品名、型式区分、及び構造、材質、性能の概要
 - ② 検査の年月日、場所
 - ③ 検査者の氏名
 - ④ 検査数量
 - ⑤ 検査方法
 - ⑥ 検査結果

①	電気用品名	電気洗濯機	②	検査日	yy/nn/dd
	製品名	洗濯機○○○		検査者	部署名： 氏名：
	型式	AA-1111	③	検査場所	大阪府大阪市・・・ ○○工場
	技術基準規格番号	J60335-2-1(H27) J60335-2-7(2024)		検査手順	検査手順書○○○による
④	対象数量	20台			
	検査対象	全数			

型式区分、構造、材質、性能の概要等：別紙○○○に記載

⑤	検査項目	方法	内容
	外観		目視により、へこみ、隙間、キズがないこと。
	絶縁耐力		印加電圧3,000V、印加時間1秒にて絶縁破壊がないこと。
	通電		通電し、正常動作すること。
	検査項目X		○○○すること。
	検査項目Y		△△△がないこと。
	検査項目Z		□□□すること。

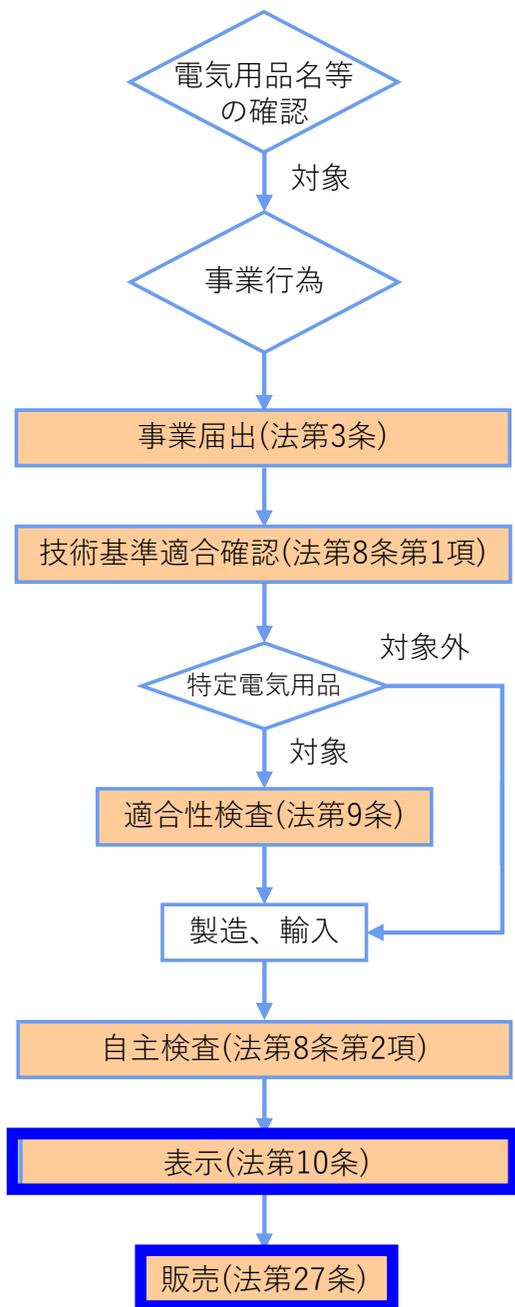
絶縁耐力の検査条件
・適用した**技術基準に定められた電圧、時間**で行っていること

- 検査項目**
- ・電気用品名毎に**定められた項目**であること
 - ・法定項目に加えて、電気用品にとって必要な項目を定めて実施していること

Serial No.	検査項目						判定	備考
	外観	絶縁耐力	通電	検査項目X	検査項目Y	検査項目Z		
1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	良	
2	✓	✗	✓	✓	✓	✓	不良	
...								
20	✓	✓	✓	✓	✓	✓	良	

検査数量
・**対象数量の全数**について検査していること
(抜取(抽出)検査は不可)

(注) 検査記録の様式は法令で規定する事項を記載していれば自由な様式で構いません。上記は一例です。



(表示)

第十条 **届出事業者**は、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を**販売**し、又は販売の目的で**陳列**してはならない。

経済産業省令で定める方式による表示項目

- **PSEマーク**
- **届出事業者名**
- **登録検査機関名**（特定電気用品の場合）

特定電気用品の表示例 (直流電源装置の場合)



- ① 特定電気用品に表示が義務付けられる **マーク**
- ② 適合性検査を行った **登録検査機関名**
- ③ **届出事業者名** 又はその 届け出した登録商標、承認された略称 (※)

(注) ①②③は、原則近接して表示

- ④ 定格等(適用する技術基準により異なります。)

特定電気用品以外の電気用品の表示例 (空気清浄機の場合)

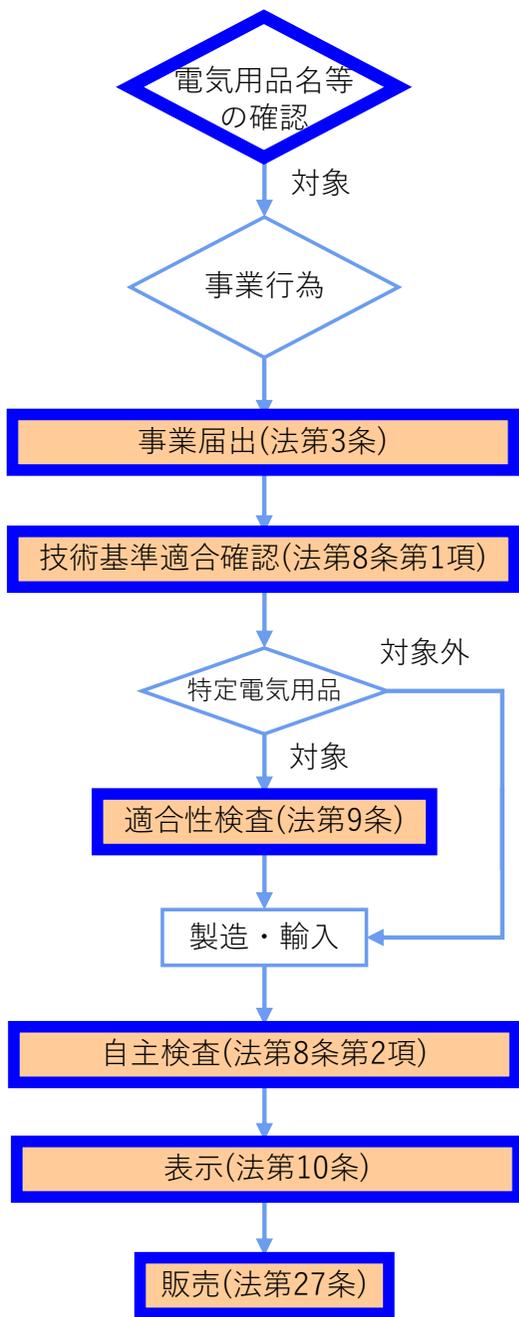


- ① 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられる **マーク**
- ③ **届出事業者名** 又はその 届け出した登録商標、承認された略称 (※)

(注) ①③は、原則近接して表示

- ④ 定格等(適用する技術基準により異なります。)

(※) 届出事業者名に代えて 略称や登録商標を表示する場合は、
予め 経済産業省製品安全課 に 手続きが必要 です。



(1) 電気用品名等の確認 ← 製品の用途・機能で判断

(2) 事業届出 ← 保安ネット推奨

(3) 技術基準適合確認 ← テストレポート等を保存

(特定電気用品の場合)
(4) 適合性検査 ← (製造) 適合証明書(紙)を保存
← (輸入) 同等証明書の写し(紙)を保存

(5) 自主検査 ← 検査記録(全数)を保存

(6) 表示  

(7) 販売

「手引書」
(P9)

予め確実に保存する手段を
講じること!

電気用品の安全性

最終責任は届出事業者にあります！

テストレポート、適合証明書、検査記録は、単に保存するのではなく、内容を理解することが重要です